

中小企業省エネルギー設備等導入補助金

申請の手引き

＜交付申請受付期間＞

令和7年5月12日（月） ～ 令和7年8月29日（金）

令和7年4月

△本補助金の申請にあたっては、必ず要綱・要領及び本手引きを熟読の上、適正な申請をお願いします。

（お問合せ先）

中小企業 省エネルギー設備等導入補助金 受付窓口

〒453-0018

名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502

株式会社MTK内

TEL：052-485-7035

対応時間：9時00分～17時00分

（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

名古屋市

<はじめに>

- 本手引きは、「中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」及び「中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要領（以下「要領」という。）」を補完するために作成するものです。
- 各種様式については、以下の市ウェブサイトからダウンロードしたものを必ず使用してください。

中小企業省エネルギー設備等導入補助
<https://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000172566.html>
- 要綱、要領及び手引きに記載のない事項については、名古屋市中小企業省エネルギー設備等導入補助金受付窓口（以下「受付窓口」という。）へ確認してください。

<注意事項>

- 必ず、交付決定日以降に設備の導入に係る契約（発注）、購入、設置工事を行ってください。交付決定前にこれらを行った場合、本補助金を受けることはできません。
- 受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。
- 申請書の受付は郵送の消印日を基準とし、消印日が令和7年5月12日の申請から順に受け付けます。消印日が令和7年5月11日以前の申請は無効です。
- 提出書類を送付する際は、必ず受付窓口（書類郵送先）へ送付してください。
- 提出書類の記入には、鉛筆や消せるボールペンを使用しないでください。
- 申請書及び添付書類に不備や不足があると受付できません。
- 申請の内容により、追加で書類等の提出を求めることがあります。
- 申請書に記載する連絡先は、必ず連絡がとれるようにしてください。連絡が取れないことによる書類の不受理等について、市は責任を負いません。
- 予算を超える申請があった場合は、予告なく受付を締め切ります。
- 申請額が予算額を超えた日に複数の申請があった場合、抽選により交付対象者を決定します。
- 交付決定後に導入する設備等の変更を行う場合は、設備の導入に係る契約（発注）、購入、設置工事を行う前に、必ず計画変更承認申請書を提出してください。
- 郵送事故等による書類の不受理について、市は責任を負いません。確実な郵送のため特定記録郵便または簡易書留による送付をおすすめします。
- 本補助金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、補助事業者に対し交付済の補助金の返還を求めます。また、刑法上犯罪になる可能性があります。

《目次》

1	補助の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1-①	目的	
1-②	対象設備、補助金の額、補助限度額、予算額	
1-③	手続きの流れ	
1-④	書類の提出	
2	補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2-①	補助対象設備	
2-②	補助対象設備の要件	
2-③	補助対象外となる事業	
3	補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3-①	補助対象者	
3-②	対象外となる事業者	
4	補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
4-①	補助対象経費	
4-②	対象外となる経費	
5	補助金交付申請額・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5-①	補助金の額、補助限度額	
5-②	交付申請額の算出方法	
6	補助金の交付申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6-①	交付申請書の提出	
6-②	提出書類	
6-③	交付申請の取下げ	
7	申請内容の変更・中止・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
7-①	事業内容の変更	
7-②	補助事業者の変更	
7-③	事業の中止	
8	実績報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
8-①	実績報告書の提出	
8-②	提出書類	
9	補助金の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
9-①	請求書の提出	
9-②	提出書類	
10	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
10-①	導入設備の管理	
10-②	補助金の経理	
10-③	協力	
10-④	不正受給への対応	

1 補助の概要

1－① 目的

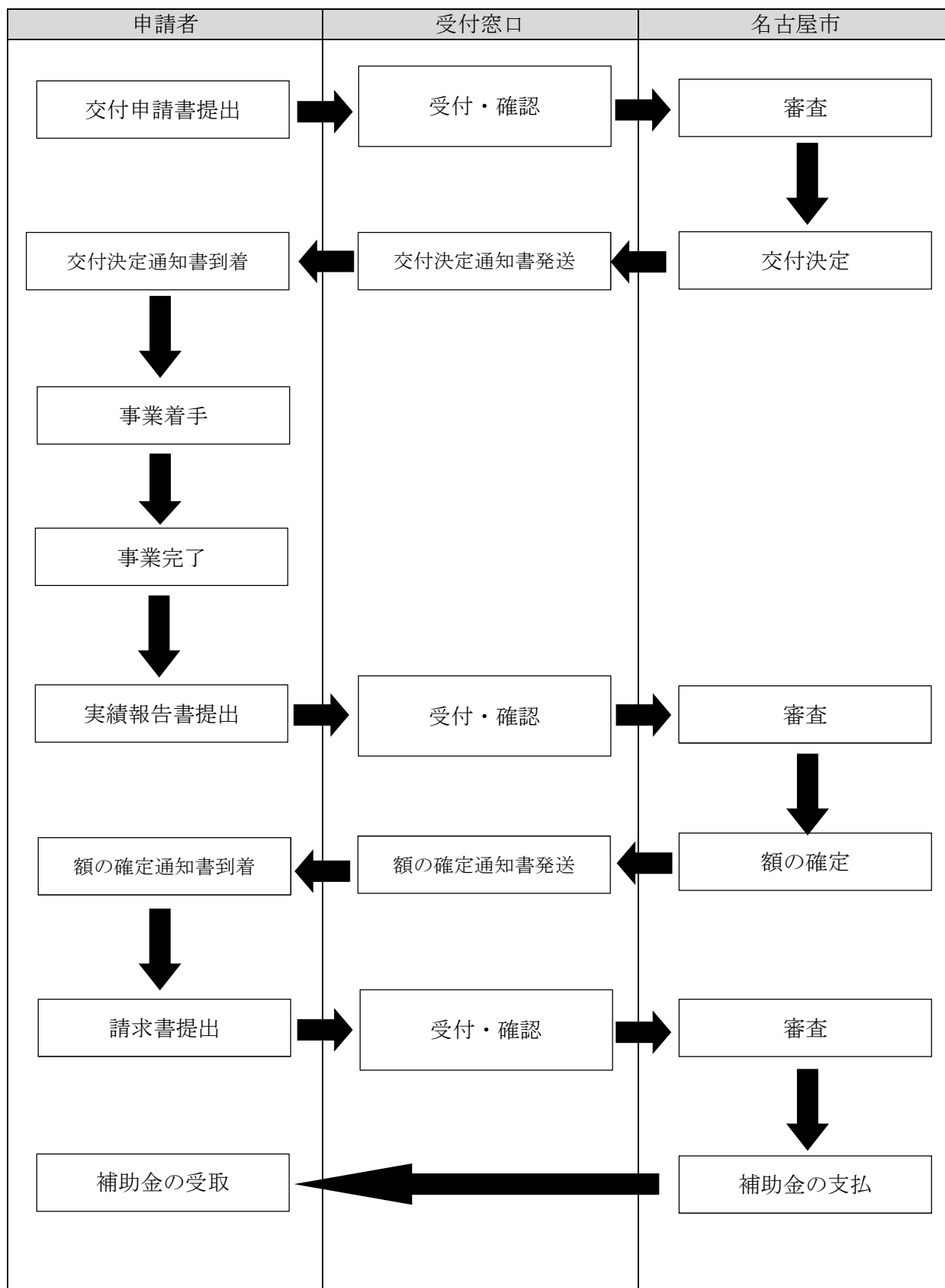
名古屋市内の中小企業者等が行う省エネ効果の高い設備や太陽光発電設備等の導入に対する補助を行うことにより、事業者へのエネルギー価格高騰への支援及び省エネルギー対策促進、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

なお、本補助金は国の令和6年度補正予算物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施するものです。

1－② 対象設備、補助金の額、補助限度額、予算額

区 分	対象設備	補助金の額	補助限度額	予算額
省エネ設備	高効率空調設備	導入経費×1/2	200万円	1億8,000万円
	L E D照明			
再エネ設備	太陽光発電設備	1kWあたり5万円	500万円	1,950万円
	蓄電システム	1kWhあたり3万円	60万円	

1－③ 手続きの流れ



※事業内容を変更する場合は、事業着手（契約・発注・購入及び工事の着工）の前に必ず変更申請を行ってください。

1－④ 書類の提出

補助金交付申請書、実績報告書及び補助金請求書（以下「提出書類」という。）の提出は、以下の提出先への郵送でのみ受け付けます。

【補足】

電子メールやFAX、持参による提出は、受付できません

【提出先】

〒453-0018

名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502

株式会社MTK内

中小企業 省エネルギー設備等導入補助金 受付窓口

※郵送事故等による書類の不受理について、市は責任を負いません。確実な郵送のため
特定記録郵便または簡易書留による送付をおすすめします。

【書類の体裁】

提出書類は、以下に留意して作成、提出してください。

○提出書類は、各書類の添付書類の表の番号順に並べてください。

以下のページを参照

補助金交付申請書：P16、実績報告書：P20、補助金請求書：P22

○申請時及び実績報告時の提出書類であるカラー写真として、生写真（感光紙に現像された写真）を提出する場合は、コピー用紙等に貼り付けて提出してください。

○穴あけファイル（フラットファイルやリングファイル等）に綴じこんだ状態での提出はしないでください。

2 補助対象事業（要綱第4条、要領第3条）

補助対象事業は、補助対象設備を市内の事業所に導入する事業を言います。

【補足】

- ・設備を導入する事業所の所在地が名古屋市内であれば、申請者となる事業者の所在地が他市町村でも構いません。

事業者の所在地	事業所の所在地	補助申請の可否
名古屋市内	名古屋市内	可
他市町村	名古屋市内	可
他市町村	他市町村	不可

- ・「事業所」とは事務所、営業所、商店、工場等の事業の用に供する施設及びこれらに付随した倉庫や空き地等の関連施設を言います。交付申請書の添付書類である「建物の登記事項証明書等」によって事業所の有無を確認します。
- ・賃貸、分譲に関わらずマンション居住者の専用部及び共用部は対象外です。

2-① 補助対象設備

①省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）

- ア 高効率空調設備
- イ LED照明

②再生可能エネルギー設備（以下「再エネ設備」という。）

- ア 太陽光発電設備
- イ 蓄電システム **※太陽光発電設備と同時導入に限ります**

2-② 補助対象設備の要件

補助対象設備は以下の要件を満たす必要があります。

①省エネ設備

- ア 補助対象者が使用する事業所に設置すること（共同申請の場合、リース契約等利用者が使用する事業所に設置すること）。

【補足】

リース契約による導入の場合は、設備の貸主であるリース事業者と設備を利用する事業者の連名で申請する必要があります。（P10イメージ図参照）

- イ **補助対象者自らが所有する設備**であること。

【補足】

テナント入居者が申請できるのは、テナント利用者が所有する設備を更新する場合に限ります。
なお、テナント利用者からの申請の場合、テナント契約を結んでいることが分かる書類の提出を求める場合があります。

- ウ 既存設備に替えて、未使用の設備を導入し、事業の用に供するものであること。
- エ 実施により省エネルギーが図られ、二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれるもの。

【補足】

高効率空調設備を申請する場合は、交付申請時に二酸化炭素排出量の削減効果がわかる資料の提出が必要になります。

- オ 2者以上の事業者から見積書を徴収し、最低価格を提示した事業者から設備を導入

入すること。

【補足】

徴収する見積書について、以下の点に注意してください。

- ・必ず2者以上から見積書を徴収してください。
- ・「補助対象経費」と「補助対象外経費」が明確にわかるように記載されている見積書を徴収してください。
- 次に掲げる経費は必ず項目として記載した見積書とするように依頼してください。

(P22「見積書作成例」参照)

設備本体費・設置工事費・撤去工事費

→補助対象経費、補助対象外経費の別はP11を参照

- ・見積書に記載される数量、単価等は、「一式」という記載にせず、可能な限り明確かつ詳細に記載した見積書を徴収してください。
- 「一式」と記載されている項目は、補助対象外経費とする場合があります。
- ・複数の設備の導入を申請する場合は、導入設備ごとの内訳が記載されている見積書を徴収してください。
- 見積書を分ける必要はありません。
- ・採用する事業者は、見積書の合計金額ではなく、**補助対象経費が最低価格となるもの**としてください。

【例】見積書の採用イメージ

事業者Aの見積書		事業者Bの見積書		採用する事業者
補助対象経費	合計金額	補助対象経費	合計金額	
100万円	150万円	120万円	200万円	事業者A
100万円	150万円	90万円	170万円	事業者B

カ 設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工を補助金交付決定通知書に記載する**交付決定日以降**に行うこと。

【補足】

交付決定日より前に契約・発注・購入及び工事の着工が行われた事業はいかなる場合でも補助対象事業として認められません。

キ 設備の種別ごとに下表に定める要件を満たすこと。

種別	要件
高効率空調設備	次のいずれかに該当するもの ・トップランナー基準を達成するもの ※省エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき定められた令和7年4月1日時点で有効の省エネルギー性能の目標基準達成率100%以上を達成するもの 【補足】 ・トップランナー基準を達成している製品はメーカーのカタログや仕様書等で以下の表記がされているものです。 - i 右のマークがついているもの - ii 「省エネ法基準値クリア商品」の記載がある製品 ・交付申請時に基準を達成していることがわかる資料（カタログや仕様書等）を提出する必要があります。  省エネ基準 適合認定マーク ・国の補助事業における補助対象機器として登録されているもの 【補足】 ・「国の補助事業」とは、経済産業省が実施する「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業」を言います。補助対象機器として登録されている製品は、以下のサイトで確認できます。 https://sii.or.jp/setsubi06r/search/ ・交付申請時に該当製品であることがわかる資料（上記のサイトの検索結果）を提出してください。
LED照明	既存の照明設備を新たにLED照明に更新するもの ※次のいずれかに該当する場合は対象外とする。 ・LED照明からLED照明への交換 ・照明器具の交換を行わない光源部のみの交換 【補足】 配線工事等を行った場合でも、照明器具の交換を行わない場合は補助対象外となります。

②再エネ設備

ア 補助対象者が使用する事業所に設置すること（**共同申請**の場合、リース契約等利用者が使用する事業所に設置すること）。

【補足】

リース契約や電力販売契約による導入の場合は、設備の貸主であるリース事業者と設備の利用する事業者の連名で申請する必要があります。（P10イメージ図参照）

イ 補助対象者自らが所有する設備であること。

ウ 未使用の設備を導入し、事業の用に供するものであること。

エ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT（Feed in Tariff）制度又はFIP（Feed in Premium）制度による売電を行わないものであること。

オ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を、導入場所の敷地内の事業所で**自家消費**すること。

【補足】

交付申請書の「事業計画書（第1号様式別紙）」に記載のある「自家消費の見込み」より、要件を満たしていることを確認してください。

- カ 蓄電システムから供給される電力が、原則、導入場所の敷地内の事業所で使用（自家消費）されるものであること。※蓄電システムを導入する場合に限る
- キ 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した環境価値について、J-クレジット制度その他への登録、証書化等による取引を行わないこと。
- ク 設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工を補助金交付決定通知書に記載する交付決定日以降に行うこと。

【補足】

交付決定日より前に契約・発注・購入及び工事の着工が行われた事業はいかなる場合でも補助対象事業として認められません。

- ケ 設備の種別ごとに下表に定める要件を満たすこと。

種別	要件
太陽光発電設備	次のすべてを満たすもの - 次のいずれかに該当するもの - ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの - イ その他の認証機関に登録されているもの - 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値及びパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれもが10kW以上であること
蓄電システム	次のすべてを満たすもの - 次のいずれかに該当するもの - ア 国の補助事業における補助対象機器として登録されているもの - イ JIS規格に準拠しているもの - ウ 一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの - 充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置型）のものであること - 常時、太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること - 蓄電容量が1kWh以上であること

2-③ 補助対象外となる事業

次のいずれかに該当する事業は、補助対象外となります。

- ア 中古品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業
- イ 自社製品の設置により導入する事業 ※再エネ設備は除く
- ウ 設備を**新たに導入・増設する事業** ※再エネ設備は除く

【補足】

今まで設備が設置されていない箇所に新しく設置する事業は補助対象外となります。
例）倉庫に新たに空調設備を導入する、照明の数を増やす 等

エ 居宅、共同住宅、寄宿舍の用に供する施設へ導入する事業

【補足】居宅

本補助金においては、自宅兼事業所への導入は居住用途との区別がつけ難いため原則として対象外となります。

＜例外として認められるケース＞

来店する顧客に対して商品・サービスを提供する独立した店舗部分等に設置するものであり、もっぱら事業の用のみに使用すること（自宅用と兼用するものは対象外）

【補足】共同住宅、寄宿舍

以下の施設へ設置する事業は、事業用として所有している場合でも補助対象外となります。

- ・戸建住宅、マンション、アパート等の住居となる施設
- ・寄宿舍や社員寮等の従業員の住居となる施設

オ レンタル等により短期間の導入となる事業

カ 兼用設備（補助対象の区分が明確にできない設備）等を導入する事業

キ 技術開発、実証実験その他これらに類する事業

ク 関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業

ケ 実施期間内に補助対象事業の完了が見込めない事業

【補足】

- ・「実施期間内に補助対象事業の完了」とは、令和7年12月26日までに補助対象設備を導入し、導入費用全額の支払いを完了させることを言います。
- ・実績報告書（第9号様式）を令和7年12月26日までに提出してください。

コ 本補助金と併せて受給することのできない補助金等を受給している事業

【補足】

本補助制度は、他の補助金との併用を妨げませんが、併用を検討している補助金が他の補助金と併用しないことを要件としている場合があります。申請者において確認の上、申請してください。

サ 公序良俗に反するおそれがある事業

シ その他補助金の趣旨及び交付の目的に照らして市長が適当でないと認める事業

3 補助対象者（要綱第5条、要領第4条）

3-① 補助対象者

○中小企業者

以下に該当するもの。

①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者

②中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までに規定する中小企業団体

【補足：中小企業者の定義】

中小企業者に該当するものは次のとおりになります。

・会社又は個人事業主

業種	資本金の額	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他業種（以下の業種を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売行	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※農業、林業、漁業、金融・保険業は対象外の業種となります。（一部を除く）

・組合、連合会

①中小企業等協同組合

②農業協同組合（同連合会）

③水産業協同組合

④森林組合（同連合会）

⑤生産森林組合

⑥消費生活協同組合（同連合会）

⑦商店街振興信用組合（同連合会）

⑧生活衛生同業組合（同連合会、同小組合）

⑨酒造組合（同連合会、同中央会）

⑩酒販組合（同連合会、同中央会）

⑪内航海運組合（同連合会）

※従業員数等により、一部対象外となる場合があります。

・法人

①医業を主たる事業とする法人

②特定非営利活動法人

※従業員数等により、一部対象外となる場合があります。

○リース契約等事業者

以下に該当するもの。

①リース契約で省エネ設備を導入するリース契約等事業者

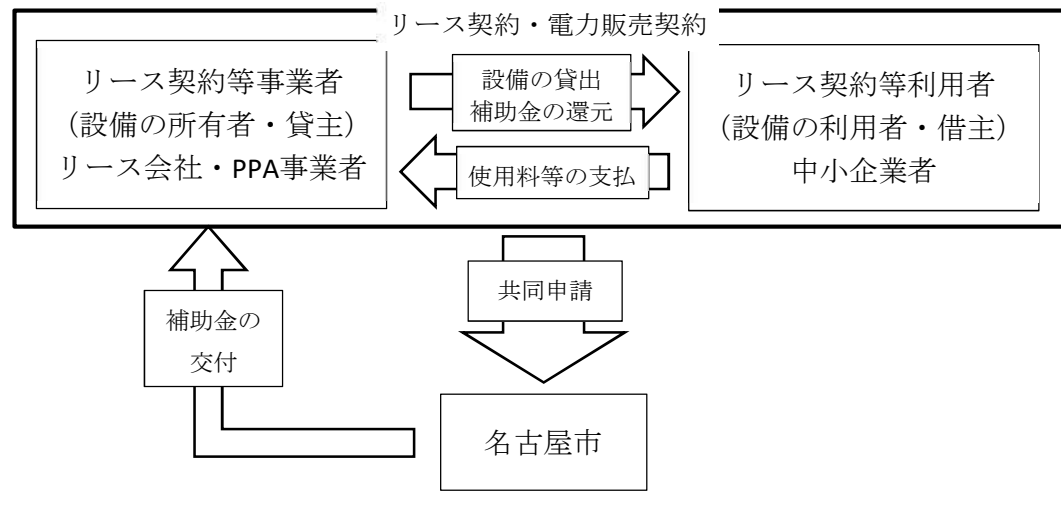
②リース契約又は電力販売契約で再エネ設備を導入するリース契約等事業者

ただし、いずれの場合も次のすべてを満たす場合に限る。

- ・リース契約等事業者とリース契約等利用者の共同申請であること。
- ・補助金全額がリース契約等利用者に還元されること。

【補足：リース契約等のイメージ】

リース契約・電力販売契約による設備の導入は下図のとおりとなります。
※設備の利用者となるリース契約等利用者は中小企業者に限る。



3-② 対象外となる事業者

次のいずれかに該当する者は、補助対象外となります。

※リース契約又は電力販売契約により省エネ・再エネ設備を導入する場合は、リース契約等利用者も同様

ア 中小企業者のうち、**みなし大企業**に該当する者

【補足】

「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する中小企業者のことを言います。

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

イ 市税及び市に対する債務の支払い等の滞納又は未申告者

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

エ 令和7年4月1日（要綱施行日）から交付申請書提出までの間に、名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置要件に該当する行為を行っている者

オ 名古屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

【補足】

該当の有無を確認するために愛知県警本部に確認を行うことがあります。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

キ 公序良俗に反する活動を行う団体

ク 政治団体、宗教上の組織又は団体

ケ 虚偽の補助金交付申請を行った者

コ 国、地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する団体

サ その他市長が不適当と認める者

【補足】

上記の該当の有無を確認するために資料の提出を求められます。

4 補助対象経費（要綱第6条、要領第5条）

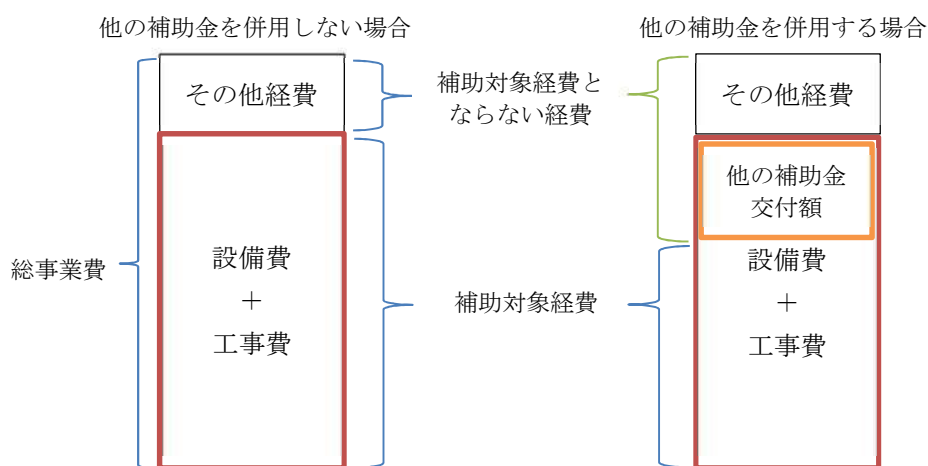
4－① 補助対象経費

以下に該当する経費から他の補助金額を控除した額。

補助対象設備	補助対象経費
高効率空調設備	設備本体及び付属設備の購入並びに設置に係る費用
LED照明	
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ及びその他の付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入並びに設置に係る費用
蓄電システム	リチウムイオン蓄電池、制御部（例：蓄電池ユニット）、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）及びその他の付属機器（計測・表示装置、配線、配線器具）の購入並びに設置に係る費用

【補足：補助対象経費】

- 補助対象経費のイメージは下図のとおりとなります。



- 補助対象経費、対象外経費の例は下表のとおりとなります

補助対象経費	補助対象外の経費
- 設備本体費 - 設置工事費 - 養生費 - 高所作業費 - 新規設備の搬入費・運搬費	- 撤去工事費、処分費 - 既存設備の搬出費・運搬費 - 基礎工事費 - 調査費、設計費 - 事務費、書類作成費 - 一般管理費 - 雑費、諸経費 - 手数料

4－② 対象外となる経費

以下に該当する経費は、対象外の経費となります。

- ア 設置する場所の整備工事、基礎工事に係る経費
- イ 導入にあたっての調査費、設計費、事務費
- ウ 既存設備等の搬出・撤去・廃棄・移設等に係る経費

- エ 既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費
- オ 諸経費・雑費などの不明瞭な経費
- カ 自社が施工した場合に係る経費（リース契約及び電力販売契約による導入時は除く）
- キ メンテナンス費（保証料）、保守管理費
- ク 消費税及び地方消費税
- ケ サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- コ 値引き費用（ポイント等の利用による値引きも含む）
- サ 各種保証・保険料、振込手数料等
- シ 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との区別が難しい経費
- ス その他市長が適当でないと認める経費

5 補助金交付申請額（要綱第6条）

5－① 補助金の額、補助限度額

対象設備ごとの補助金の額、補助限度額は以下のとおりになります。

区 分	対象設備	補助金の額	補助限度額
省エネ設備	高効率空調設備	補助対象経費×1/2	200万円
	LED照明		
再エネ設備	太陽光発電設備	1kWあたり5万円	500万円
	蓄電システム	1kWhあたり3万円	60万円

※複数の設備を導入する場合の補助限度額は、次のとおりとなります。

省エネ設備：高効率空調設備とLED照明合わせて200万円まで

再エネ設備：太陽光発電設備と蓄電システムそれぞれの限度額まで

※複数事業所の分をまとめて申請した場合の交付限度額は、事業所単位ではなく申請事業者全体に適用されます。

5－② 交付申請額の算出方法

補助金交付申請額は、補助対象設備ごとに以下のとおり算出してください。

なお、算出額は税抜きで計算し、1万円未満の端数は、切り捨ててください。

ア 高効率空調設備・LED照明

次を比較して小さい方の額

- ・補助対象経費 × 補助率（1/2）の算出額
- ・補助限度額：200万円

【計算例】

補助対象経費	補助率	算出額 (1万円未満切り捨て)	交付申請額
225万円	×1/2＝	112万円	112万円
450万円		225万円	200万円 (上限)

イ 太陽光発電設備

次を比較して、最も小さい額

- ・補助対象経費（設備購入費＋設置工事費の算出額）
- ・AとBを比較して小さい値 × 補助単価（5万円／kW）の算出額

A：太陽電池モジュールの公称最大出力合計値（kW）

B：パワーコンディショナの定格出力合計値（kW）

- ・補助限度額：500万円

【計算例】

補助 対象経費	太陽電池モジュールの公称最大 出力合計値	パワーコンディ ショナの 定格出力合計値	補助 単価	算出額 (1万円未満切り捨て)	交付 申請額
600万円	60kW	55.5kW	×5万円	277万円	277万円
1,200万円	120kW	125kW		600万円	500万円 (上限)

ウ 蓄電システム

次を比較して、最も小さい額

- ・補助対象経費（設備購入費＋設置工事費の算出額）
- ・蓄電容量 × 補助単価（3万円／kWh）の算出額
- ・補助限度額：60万円

【計算例】

補助 対象経費	蓄電 容量	補助 単価	算出額 (1万円未満切り捨て)	交付 申請額
140万円	10kWh	×3万円	30万円	30万円
200万円	30kWh		90万円	60万円 (上限)

6 補助金の交付申請（要綱第7、9条、要領第6、10～12条）

6-① 交付申請書の提出

令和7年5月12日（月） ～ 令和7年8月29日（金）

【提出先】

〒453-0018

名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502

株式会社MTK内

中小企業 省エネルギー設備等導入補助金 受付窓口

※書類の提出における各種注意事項は、P3を参照してください。

【注意事項】

○交付申請額が予算額に達した場合は、予算額を超えた日をもって交付申請の受付を終了します。

○受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。（**当日消印有効**）

【補足】

- ・「消印」とは、切手等が使用済みであることを示すためになされ、郵便局が郵便物を引き受けたことを証明する印になります。その消印に記載されている日付のことを「消印日」と言います。
- ・「当日消印有効」とは、受付窓口へ書類が届いた日が提出期限を超えていても「消印日」が提出期限当日であれば受け付けることを言います。
- ・

○申請書の受付は郵送の**消印日を基準として先着順で受け付けます。**

【補足】

- ・料金別納郵便等により消印が押印されていない場合は、受付窓口へ書類が到着した日を受付日とします。
- ・消印日が令和7年5月11日以前の申請は無効です。

○**申請書及び添付書類に不備や不足がある**場合は、受付できません。

【補足】

受付窓口から不備の修正、不足書類の提出を求める連絡をしますが、その場合は修正書類、不足書類が受付窓口へ到着し、申請書類が完成した日を受付日とします。

○予算額を超えた日に複数の申請があった場合、**抽選**により交付対象者を決定します。

【補足】

抽選の対象となる申請は、次のものになります。

- ・**消印日が予算額を超えた日（受付終了日）当日かつ申請書及び添付書類に不備・不足がなく受け付けたもの**
- ・不足書類があった申請で申請書類が完成した日が予算額を超えた日（受付終了日）当日のもの

○本補助金を受けられるのは省エネ設備で1回、再エネ設備で1回限りとなります。

※既に交付決定を受けた区分への申請はできません。

※設備の導入がリース契約・電力販売契約による場合は、設備の利用者となる1リース契約等利用者あたり1回ずつ。

【補足】

リース契約等事業者は、設備の利用者となるリース契約等利用者が異なれば、複数回申請することができます。

○複数の事業所に補助対象設備を導入する場合は、1回にまとめて申請してください。

- 申請内容によっては、現地調査を行うことがあります。
- 交付申請書は、購入の場合とリース・電力販売契約の場合とで様式が異なります。
- いかなる場合も書類の返却は行いません。

6-② 提出書類

以下の書類を提出してください。

提出書類	省エネ設備	再エネ設備
補助金交付申請書（第1号様式） 【補足】 ・別紙「補助金交付申請書（第1号様式）の記載例・注意事項」参照。 ・購入による場合とリース・電力販売契約による場合とで様式が異なりますので該当する方を使用してください。	○	○
事業計画書（第1号様式（別紙）） 【補足】 別紙「補助金交付申請書（第1号様式）の記載例・注意事項」参照。	○	○
・（法人の場合）登記事項証明書（会社・法人）の写し ※交付申請の日から3か月以内のもの ※共同申請は申請者（リース契約等事業者）と共同申請者（リース契約等利用者）の双方分 ・（個人事業主の場合）開業届の控え又は青色申告書等の写し 【補足】 開業届の控え又は青色申告書等の写しに、個人番号が記載されている場合は、黒塗りするなどして見えないように加工して提出してください。	○	○
市税の滞納がない旨の証明の写し ※交付申請の日から3か月以内のもの ※共同申請は申請者（リース契約等事業者）と共同申請者（リース契約等利用者）の双方分 【補足】 ・名古屋市税のものがが必要です。区役所または市税事務所にて入手してください。 ・非課税の場合は、「非課税証明書」を提出してください。	○	○
補助対象設備を導入する事業所を確認できるもの（建物の登記事項証明書等の写し） ※交付申請の日から3か月以内のもの 【補足】 ・建物の登記事項証明書における建物の種類が「居宅、共同住宅、寄宿舎」いずれかの場合は、事業所であることがわかる公的書類の写しを提出してください。 ・太陽光発電設備を現在建設中の事業所へ導入する場合、建物の登記事項証明書は実績報告書提出時に提出してください。	○	○
補助対象設備を導入する土地を確認できるもの（土地の登記事項証明書の写し） ※太陽光発電設備を土地に導入する場合に限る ※交付申請の日から3か月以内のもの	×	○

補助対象設備の仕様等や要件を満たすことが確認できるもの（仕様書、カタログ等）		
【補足】 高効率空調設備を導入する場合、導入設備がトップランナー基準を満たすこと、国の補助事業の補助対象となっていることが確認できる書類（メーカーのカタログやホームページの写し等）を提出してください。	○	○
補助対象経費を確認できる補助対象設備の見積書の写し ※交付申請の日から3か月以内のもの。 ※省エネルギー設備を導入する場合は、2者以上の見積書の写し	○ 2者以上	○
【補足】 徴収する見積書は、P5の注意事項を満たしたものとしてください。		
見込削減効果試算表（別記様式第1号）又は二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれることが確認できる資料 ※高効率空調設備を導入する場合に限る ※試算の根拠となる資料も併せて提出すること	○ 空調のみ	×
【補足】 - 削減効果が確認できる資料は、見込削減効果試算表またはメーカーが作成した資料を提出してください。 - 試算の根拠とした資料（空調設備の能力が確認できる資料等）として、導入設備、既存設備の仕様を確認できるもの等を提出してください。		
補助対象設備を導入する事業所全体及び導入場所を確認できるカラー写真（事業所外観、設備の設置予定場所及び既存設備の現況が明確に確認できるもの）	○	○
【補足】 - 事業所外観、設備の設置予定場所がわかる写真を提出してください。 - 省エネ設備を導入する場合は、上記に加えて既存設備の現況が確認できる写真も提出してください。 - 特にLED照明を導入する場合は、既存設備がLED照明でないことが確認できるように銘版等の写真を提出してください。		
設備の配置図（既存設備の設置場所及び導入設備の設置予定場所が確認できるもの）	○	○
【補足】 - 省エネ設備を導入する場合は、既存設備と導入設備の設置数がわかる図面を提出してください。（P26「図面作成例」参照） - 再エネ設備を導入する場合は、設置する太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる配置図を提出してください。		

6－③ 交付申請の取下げ

交付決定を受ける前に交付申請を取り下げる場合は、補助金交付申請取下届出書（第4号様式）を速やかに提出してください。

7 申請内容の変更・中止（要綱第10～12条、要領第7条）

7-① 事業内容の変更

交付の決定を受けた後に次に該当するような交付決定された内容を変更するときは、必ず変更の手続きが必要です。

- ア 導入する設備の種類
- イ 導入する設備の数量
- ウ その他の市長が必要とする場合

【提出書類】

以下の書類を提出してください。

- ・事業計画変更承認申請書（第5号様式）
- ・交付申請書提出時の添付書類（P16参照）の内、変更内容に関する書類

【注意事項】

- 必ず補助対象事業に着手する前に変更申請を行ってください。
- 変更の内容によっては、交付決定額を減額することがあります。
- 変更後の補助交付申請額が交付決定額を上回るような設備に変更する申請は妨げませんが、変更申請により交付決定額が増額することはありません。
- 省エネ設備の変更において、既存設備の温室効果ガス排出量を上回る設備への変更は認められません。
- 導入する設備を省エネ設備から再エネ設備に変更する場合、またその逆の場合は、変更申請ではなく、新たに交付申請を行ってください。ただし、導入しようとする設備の交付申請受付が終了していた場合は、新たに申請することはできません。
- 変更承認申請書の提出が必要かどうか判断に迷う場合は、受付窓口へ確認してください。

7-② 補助事業者の変更

交付の決定を受けた後に補助事業者を変更するときは、変更後速やかに次の書類を提出してください。

- ア 会社名を変更した場合
 - ・事業計画変更承認申請書（第5号様式）
 - ・社名変更を確認できる資料（株主総会議事録等）
 - ※新しい社名の法人登記も後日提出してください。
- イ 代表者を変更した場合
 - ・法人登記
- ウ 申請者が個人事業主の場合で申請者本人が死亡した場合
 - ・補助事業者名義変更届（住宅等の脱炭素化促進補助金に係る財産処分等の承認要領における第8号様式）
 - ・申請者本人の死亡を確認できる資料（戸籍の全部事項証明書等）

7－③ 事業の中止

次に該当するときは、事業中止承認申請書（第7号様式）を速やかに提出してください。

ア 補助対象事業のすべてを中止するとき

イ 複数の設備の申請をしている場合で、一部の設備の導入を中止するとき

※導入する設備の数量を減らすときは、事業計画変更承認申請書（第5号様式）を提出してください。

8 実績報告（要綱第13条、要領第8条）

8-① 実績報告書の提出

補助事業完了から 30日以内 又は 令和7年12月26日（金）のいずれか早い日

【補足】

「補助事業完了」とは、補助対象設備を導入し、施工事業者に対して導入費用全額の支払いが完了することを言います。

【提出先】

〒453-0018

名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502

株式会社MTK内

中小企業 省エネルギー設備等導入補助金 受付窓口

※書類の提出における各種注意事項は、P3を参照してください。

【注意事項】

○受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。（当日消印有効）

○**報告書及び添付書類に不備や不足がある**場合は、受付できません。

【補足】

やむを得ない理由で添付書類の提出が遅れる場合は、受付窓口へ連絡してください。

○交付決定後に事業計画に変更があったにも関わらず、変更申請書の提出がなされていない場合、補助金額を交付決定額から減額することがあります。

○いかなる場合も書類の返却は行いません。

8-② 提出書類

以下の書類を提出してください。

提出書類	省エネ設備	再エネ設備
実績報告書（第9号様式） 【補足】 別紙「実績報告書（第9号様式）の記載例・注意事項」参照。	○	○
補助対象設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工に関する内容や契約日等が確認できる書類（契約書、発注書等の写し） 【補足】 この書類に記載されている契約日、発注日を、実績報告書P1の「契約年月日」に記載してください。	○	○
補助対象設備の導入費用について確認できるもの（請求書の写し） 【補足】 交付申請時に提出した見積書と同じ内訳のものを提出してください。	○	○

補助対象設備の導入費用に係る支払いを確認できるもの（領収書、口座振替依頼書等の写し） 【補足】 ・導入費用の<u>全額</u>の支払いを確認できるものを提出してください。 ・この書類に記載されている領収日、振込依頼受付日を、実績報告書P1の「完了年月日」に記載してください。 ・支払いを複数回に分けている場合は、最後に支払った領収日、振込依頼受付日を実績報告書P1の「完了年月日」に記載してください。 ・導入費用を前払いとした場合、工事が完了した日が確認できるものを提出してください。（実績報告書P1の「完了年月日」には工事が完了した日を記載してください。）	○	○
補助事業者による補助対象設備の導入を確認できるもの（納品書、保証書等の写し）	○	○
補助対象設備の設置状況が確認できる現況のカラー写真 【補足】 ・交付申請時に提出した写真と見比べて、導入したことがわかる写真を提出してください。 ・太陽光発電設備を導入した場合は、パネルの枚数を確認できる写真も提出してください。	○	○
電力会社との協議内容が分かる書類（契約書、系統連系申込書等の写し）	×	○ 太陽光のみ
リース契約書 ※申請者がリース契約等事業者の場合に限る 【補足】 リース契約期間満了後に補助対象設備が申請者（リース契約等事業者）から共同申請者（リース契約等利用者）に譲渡される場合は、その旨を記載してください。	○	○

9 補助金の請求（要綱第15条、要領第9条）

9-① 請求書の提出

額確定の日から 20 日以内

【提出先】

〒453-0018

名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502

株式会社MTK内

中小企業 省エネルギー設備等導入補助金 受付窓口

※書類の提出における各種注意事項は、P3を参照してください。

【注意事項】

○受付期間外の書類の提出は、いかなる場合も受付できません。（当日消印有効）

○請求書及び添付書類に不備や不足がある場合は、受付できません。

【補足】

やむを得ない理由で添付書類の提出が遅れる場合は、受付窓口へ連絡してください。

○記載誤りによる振込事故について、市は責任を負いません。

○いかなる場合も書類の返却は行いません。

9-② 提出書類

以下の書類を提出してください。

提出書類	省エネ 設備	再エネ 設備
補助金請求書（第11号様式）		
【補足】 別紙「請求書（第11号様式）の注意事項」参照。	○	○
補助金の振込先口座の情報を確認できるもの（通帳の写し等）		
【補足】 以下のいずれかを提出してください。 通帳表紙の裏側の写し、口座情報がわかるウェブ画面、キャッシュカード、残高証明書、取引明細、当座勘定照合表、小切手帳	○	○

10 その他

10-① 導入設備の管理

○補助対象設備は、補助金の交付を受けた後も設備ごとに以下の期間は善良な管理者の注意を持って管理し、適正な運用をしてください。

補助対象設備	形式	期間
高効率空調設備	建物附属かつ出力20kW以下のもの	13年
	建物附属かつ出力20kWを上回るもの	15年
	上記以外	6年
LED照明	すべて	15年
太陽光発電設備	【補足】 国税庁の見解によると、一般的に、自家消費型の太陽光発電は、導入した事業所で最終的に何を生産しているかによって耐用年数が異なるとされています。	17年 (用途により異なる)
蓄電システム	すべて	6年

○上記の期間内に補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分等はしてはいけません。

○災害等の補助事業者の責に帰することのできない事由によって、期間内に処分する場合は、「住宅等の脱炭素化促進補助金に係る財産処分等の承認要領（以下「承認要領」という。）」第3条に基づき以下のとおり、市に届け出てください。

ア 財産処分承認申請書（承認要領の第1号様式）の提出

イ 災害・火災等によって使用できなくなった場合、立地・構造上の危険により財産処分を行った場合は、財産処分実施後の報告

○期間内に社名変更、会社合併等により名義を変更する場合は、承認要領第3条に基づき、補助事業者名義変更届（承認要領の第8号様式）を市に提出してください。

○リース契約等により補助対象設備を導入した場合、契約期間満了後にリース契約等事業者からリース契約等利用者に補助対象設備が譲渡されるときは、契約書等にその旨を明記してください。

10-② 補助金の経理

補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、補助対象事業の完了した日（第16条の規定により取消しを受けた場合も含む）の属する年度の終了後5年間保存してください。

【補足】

設備導入の導入に要した費用の支払いに関する書類（見積書、請求書、領収書等）を、令和13年3月31日まで保管してください。

10-③ 協力

市が取得した法人情報は、本補助金の交付に係る業務のほか、地球温暖化防止等に関する資料やアンケート等の送付に活用します。

10－④ 不正受給への対応

補助金の交付後に、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査により、不正受給に該当する虚偽や不正等が判明した場合は、以下の措置を行います。

○補助金の全額の返還請求を行います。

○補助事業者の公表を行います。

○不正の内容等により、補助金の受給に関し犯罪事実があると考えられるときは、不正に補助金を受給した補助事業者を告訴・告発します。

見積書作成例

交付申請日以前であること

令和 年 月 日

見積書

株式会社 ○○○○ 御中

件名：株式会社 ○○○○ △△事務所における照明取替工事

お見積額 ￥ 500,000－（税抜）

株式会社○○○○

〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

納期	令和 年 月 日
引渡場所	現地施工渡し
支払条件	

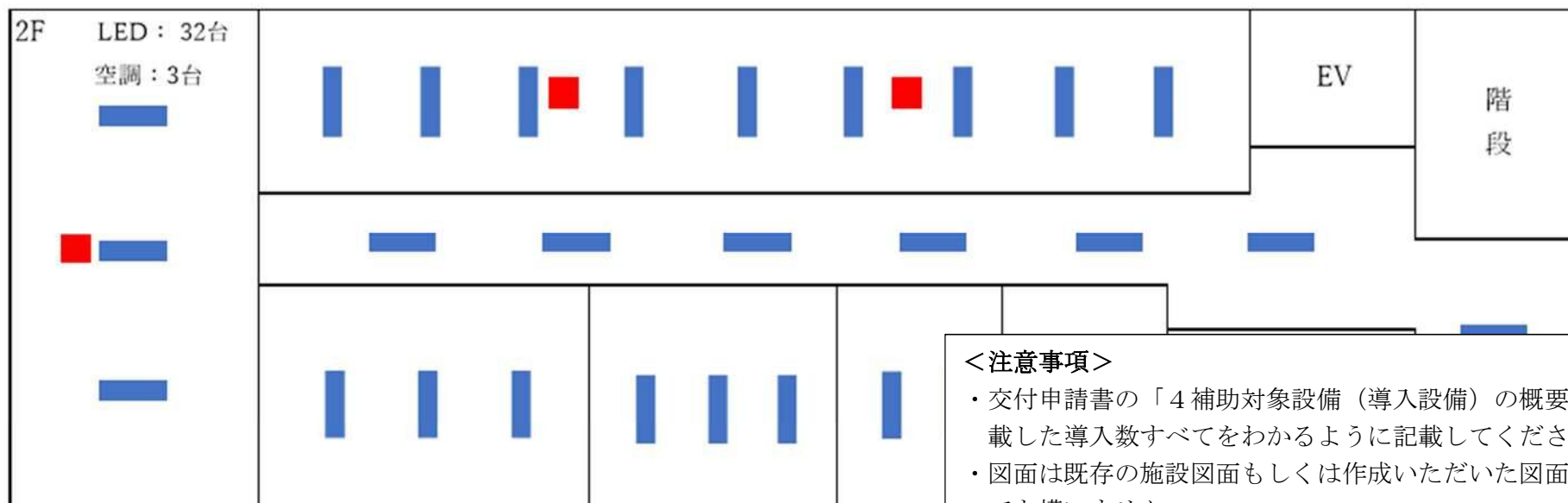
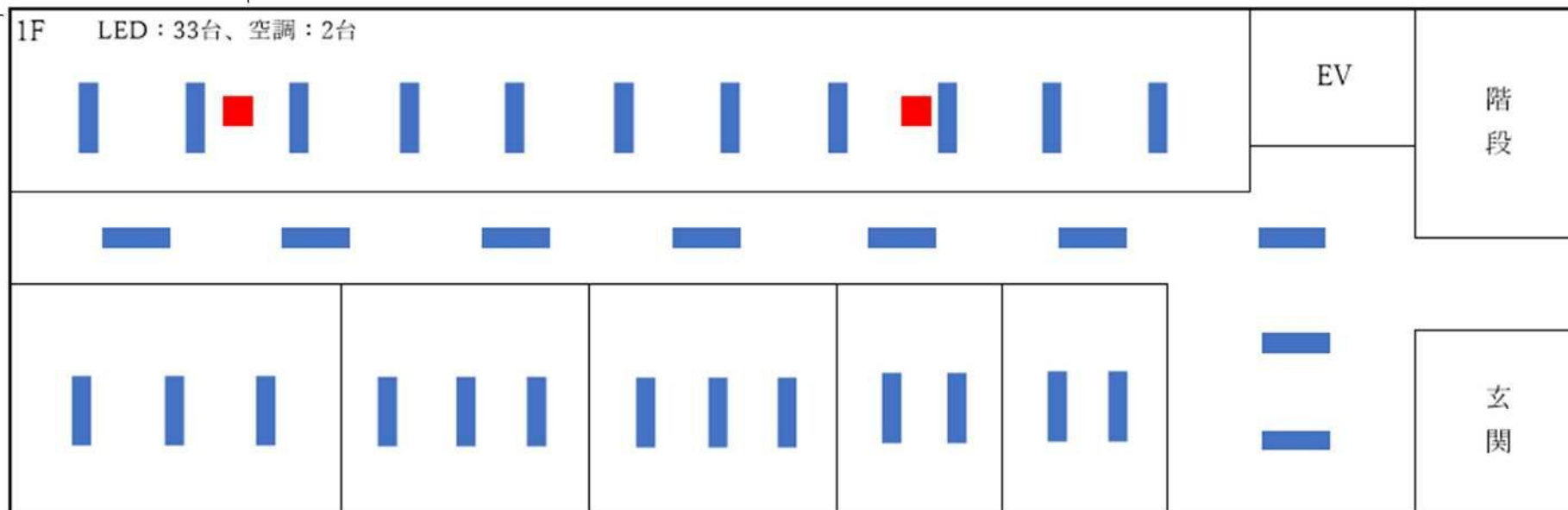
「設備購入費」は品名・型番毎に記載すること

区分	品名	規格・型番	数量	単位	単価	金額	備考
設備購入費	LED照明 ○○	AB12-CD	20	台	3,000	60,000	
	LED照明 △△	EF34-GH	10	台	5,000	50,000	
	LED照明 □□	IJ56-KL	10	台	7,000	70,000	
設置工事費			1	式	150,000	150,000	
撤去工事費			1	式	75,000	75,000	
調査費			1	式	35,000	35,000	
一般管理費			1	式	40,000	40,000	
事務費					10,000	10,000	
雑費					10,000	10,000	
総計						500,000	

「設備購入費」「設置工事費」「撤去工事費」の区分は必ず記載すること

交付申請書の補助対象経費には「設備購入費」「設置工事費」の税抜金額を記載すること

図面作成例（省エネ）



■：LED 65台 旧：蛍光灯（型番〇〇）→新：LED（型番〇〇）
■：空調 5台 旧：型番〇〇→新：型番〇〇

<注意事項>

- ・交付申請書の「4 補助対象設備（導入設備）の概要」に記載した導入数すべてをわかるように記載してください。
- ・図面は既存の施設図面もしくは作成いただいた図面どちらでも構いません。
- ・数量が多い場合は、階層ごとや部屋ごとに数量を記載して数量をわかりやすいに記載してください。